

特集

自殺対策 自殺未遂者対応

救急医療スタッフが知るべきこと、できること

救急医療スタッフにとって、自傷・自殺未遂の患者は、どのような存在でしょうか。夜間や早朝に繰り返し搬送されてくることも少なくありません。蘇生が必要な重症例がある一方で、軽症でありながら高次医療機関での対応が必要な場合もあります。入院後も、適切な対応に苦慮することが多く、自殺未遂者対応に苦手意識をもつ救急医療スタッフは少なくないと思われます。

その一方で、自傷や自殺未遂の経験は、自殺死亡における最大のリスクファクターであると WHO も報告しており、患者の命を守ることが使命である救急医療スタッフにとって、自殺未遂者への適切な対応と自殺リスクの認識は欠かせない要素と考えられます。すなわち、救急外来は自殺未遂者が搬送される最初の場所であり、救急医療スタッフが自殺未遂者への身体的な対応を行うだけでなく、適切な支援につなげることで、将来的な自殺による死亡を防止できる可能性は高まるでしょう。また、自殺はその周囲の人の自殺リスクを増加させることも知られており、自殺による死亡を減らすことは、さらに多くの命を救うことにもつながるといえます。

このように、自殺対策・自殺未遂者対応は救急医療においても重要なテーマであり、救急医療スタッフにはそのステークホルダーの一人であることを自覚することが求められます。一方で、救急医療スタッフは自殺に追い込まれた状況の患者にかかわることはあっても、そこに至る背景について学び、かかわる機会は多くないのが現状です。だからこそ、その“自覚”と“学び”と“かかわり”の貴重な機会となるよう、今回の特集を企画いたしました。

前回、本誌で自殺に関して特集したのは2012年のことであり、この約10年間で自殺対策は大きく進展しました。本特集では、その自殺対策に関する最新の状況を各領域の Frontier の先生方に解説いただき、実効的な対策として救急医療スタッフが今できることを広く読者に伝えることを目指しました。それがきっと、読者の皆さまの自殺対策・自殺未遂者対応に関する“自覚”につながり、“学び”を促し、そして“かかわり”をもつきっかけとなると信じて、本特集をお届けいたします。

特集企画ゲストエディター：小林 諭史

厚生労働大臣指定法人・一般社団法人 いのち支える自殺対策推進センター 自殺総合対策部

SUBARU 健康保険組合太田記念病院 救急科 医師/帝京大学大学院公衆衛生学研究所 客員研究員